

## 配置予定技術者の専任要件の緩和等について

神奈川県内広域水道企業団が発注する工事請負契約の配置予定技術者及び現場代理人の取扱いについて次のとおりとします。

### 1 主任技術者の専任要件の緩和について<sup>※1</sup>

建設業法施行令第27条第2項に関して、次の条件を満たす場合は、2件まで同一の主任技術者の兼務を認めます。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
- (2) 施工にあたり相互に調整を要する工事
- (3) (1)、(2)いずれかの条件を満たし、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所

※1 1件の請負金額が4,000万円以上（建築一式は8,000万円以上）の工事を対象とする。

### 2 現場代理人の常駐義務の緩和について<sup>※2</sup>

工事請負契約書第10条第3項に関して、次の条件を満たす場合は、現場代理人の常駐義務を緩和し、2件まで兼任を認めます。

- (1) 現場代理人の工事現場における安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと
- (2) 監督員と常に連絡がとれる体制であること

※2 配置例は別添参考資料を参照

### 3 兼務を希望する場合の手続きについて

- (1) 主任技術者の兼務については、資格要件の事後審査期間中に、「専任を要する主任技術者兼務届出書」（別添1）を契約検査課契約係へ提出してください。
- (2) 現場代理人の兼任については、「現場代理人兼任承諾申請書」（別添2）を工事担当所属へ提出してください。

### 4 その他

本緩和措置は、監理技術者及び営業所における専任の技術者には適用されません。

### 5 実施期間

令和5年1月1日以降に入札公告等を実施する建設工事

## 専任を要する主任技術者兼務届出書

年　月　日

神奈川県内広域水道企業団

企　業　長　　殿

住所  
 請負人　商号又は名称  
 代表者

印

現在契約中の工事における専任を要する主任技術者について、次のとおり兼務させるので届け出ます。

新規契約工事	発注(工事担当)所属	
	工事名	
	工事場所	
	工期	契約の日から　年　月　日まで
	工種	
既契約工事	発注(工事担当)所属	
	工事名	
	工事場所	
	工種	
	技術者氏名	
	資格	
	現契約金額	
	備考	
兼務箇所図（兼務する工事の箇所と距離を明記してください。）		

## 【既に配置している工事の担当課回答】

年　月　日

上記2件の工事の主任技術者について、兼務を認めます。

神奈川県内広域水道企業団  
 (課・場・所)長　　印

## 注意事項

- 1 本届出書は、落札候補者となった後、資格要件の事後審査期間中に提出すること。
- 2 監理技術者及び営業所における専任の技術者については、他の工事を兼務できません。
- 3 既に配置している工事の発注課に、兼務することについて承諾を得ること。
- 4 本届出書の提出の際に、既に配置している工事の工事内容を提示すること。
- 5 兼務場所欄には地図を貼付するとともに、既に配置している工事と新たに配置する工事の場所を記載し、距離と縮尺を明記すること。別紙でも可。  
ただし、既に配置している工事と新たに配置する工事が同一場所である場合の地図は不要とし、枠内に「同一場所における兼務」と記載すること。
- 6 本届出書を提出し発注課が確認した後に、既に配置している工事の発注課に対して本届出書の写しを提出すること。

(別添2)

年 月 日

### 現場代理人兼任承諾申請書

神奈川県内広域水道企業団  
(課・場・所)長 殿

住所  
請負人 商号又は名称  
代表者名 印

次のとおり、工事請負契約書第10条第3項に基づき、現場代理人の兼任についての承諾を申請します。

現場代理人氏名		
理 現 現 に 人 の 工 場 事 代	工 事 名	
	工事場所	
	工 期	
す る 新 た に 工 事 に 契 約	工 事 名	
	工事場所	
	工 期	

年 月 日

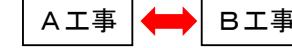
- 本申請を承諾する。  
 本申請を承諾しない。(理由 : )

神奈川県内広域水道企業団  
(課・場・所)長 印

注-1 □内にレ点を記入してください。  
-2 承諾しない場合は、必ず理由を付してください。

## 参考

○現場代理人が複数の工事現場を兼任する場合の配置例（技術者を兼務するような場合）

	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4
	現場代理人と技術者を兼務しない場合	現場代理人と技術者を兼務する場合		
技術者の配置要件*	技術者を兼務しないため、関係なし	非専任	〔監理技術者 主任技術者(右記以外)〕	専任 工事に密接な関係があり、現場が5km程度以内である場合の主任技術者
他の工事現場との兼任	 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能	 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能(かつ技術者も兼任可能)	 ⇒現場の兼任不可(*技術者の専任制のため)	 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能(かつ技術者も兼任可能)

\* 技術者の専任をする工事：1件の請負金額が4,000万円以上（建築一式は8,000万円以上）の工事